

この寄附金によって、

1. 所得税の寄附金控除
2. 住民税の寄附金税額控除

が受けられる場合があります。

これらの寄附金控除を受けるためには、確定申告等が必要であり、その際に「寄附金受領証明書」が必要となりますので、大切に保管して下さい。

以下、申告についての注意事項ですのでお読みください。

この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体^(※1)に寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

その際、

- ①所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- ②所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市町村税務課にて「**道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書**」に必要事項を記入の上、申告してください。

(※1. 島根県はこれに該当します。他県の方は、お住まいの市町村窓口へご確認ください。)

その他、寄附金控除についての詳しい内容については、

- ・所得税の寄附金控除に関する事…所轄の税務署
(雲南市の場合、大東税務署 0854-43-2360)
- ・住民税の寄附金税額控除に関する事…お住まいの市町村税務担当課
(雲南市の場合、雲南市役所税務課 0854-40-1034)

まで、それぞれご相談ください。
